

令和３年度 第１回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和３年７月１５日（木）午前１０時～
教育委員会 ４階 大会議室

次 第

- １ 辞令交付
- ２ 教育長挨拶
- ３ 各委員自己紹介
- ４ 事務局紹介
- ５ 会長・副会長選出
- ６ 会長・副会長挨拶
- ７ 諮問
- ８ 議題
 - （１）令和３年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況（報告）
 - （２）令和２年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況（報告）
 - （３）市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について
 - （４）市川市立宮田小学校の通学区域の設定について
- ９ その他

目 次

○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 委員名簿	・・・	1
-------------------------------------	-----	---

《議題（１） 資料》

○令和３年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況

１．令和３年度 新入学 及び 令和２年度在学年児童生徒の指定学校変更について	・・・	2
２．令和３年度 新入学児童生徒に係る指定学校変更の制限校	・・・	3
３．指定学校変更許可件数	・・・	4
４．令和３年度 新入学児童に係る指定校変更件数【小学校】	・・・	5
５．令和３年度 新入学生徒に係る指定校変更件数【中学校】	・・・	6
６．令和３年度 新入学児童生徒 指定学校変更申請理由表	・・・	7

《議題（２） 資料》

○令和２年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況

１．令和２年度 小学校 在学年児童に係る指定学校・区域外変更申請理由表	・・・	8
２．令和２年度 中学校 在学年生徒に係る指定学校・区域外変更申請理由表	・・・	9
３．令和２年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表	・・・	10
４．令和２年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表	・・・	11
５．指定学校変更許可基準	・・・	12
６．区域外就学許可基準	・・・	13

《議題（３） 資料》

○市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について	・・・	14
１．見直しの視点、留意点	・・・	15
２．見直しの流れ	・・・	16
３．通学区域決定までの手続き	・・・	17
４．通学区域決定の時期	・・・	18
５．経過措置	・・・	19
６．指定校変更制度	・・・	20
７．方針（再編案）の見直し	・・・	21

《議題（４） 資料》

○市川市立宮田小学校の通学区域の設定について	・・・	22
・宮田小学校・市川小学校の年齢別人口	・・・	23

《条例・規則》

○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会 条例	
○市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校の通学区域に関する規則	

○通学区域の再編案（報告資料）【別冊】	
---------------------	--

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員名簿

(任期：令和3年7月4日～令和5年7月3日)

区 分		氏名	所属・役職名
第1号委員	議会の推薦した議員	いしはら 石原 たかゆき	市川市議会議員
		くぼかわ 久保川 たかし 隆志	市川市議会議員
第2号委員	学識経験のある者	なかじま 中嶋 さだゆき 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
		おのうえ 尾上 えつこ 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
		とみた 富田 はやと 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
		ますだ 増田 さだゆき 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
		たかなし 高梨 としお 紀雄	市川市自治会連合協議会 副会長
		たかはし 高橋 だいさく 大策	市川市青少年相談員連絡協議会 副会長
第3号委員	市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長	いしだ 石田 きよひこ 清彦	市川市立第二中学校 校長
		きくち 菊池 かずひこ 和彦	市川市立中国分小学校 校長
第4号委員	市長部局の職員	いわい 岩井 ただよし 忠良	道路交通部 次長
		なかはら 中原 もとき 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

1. 令和3年度新入学 及び 令和2年度在学年児童生徒の指定学校変更について

義務教育課

(1) 令和3年度新入学 児童生徒指定学校変更状況 (学区審で承認を得たもの)

○制限校(教室不足)

- ・小学校8校 八幡小学校、宮田小学校、富貴島小学校、鬼高小学校、行徳小学校、信篤小学校、富美浜小学校、妙典小学校
- ・中学校8校 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、第七中学校、福栄中学校、妙典中学校

※兄か姉が在籍する場合に限り変更可能な制限校(教室が全くないため)

- ・市川小学校、新浜小学校

※兄と姉が在籍する場合、または、指定学校より近い場合のみ受け入れ

- ・大和田小学校

○指定学校の変更 ※令和3年度新入学の抽選は、八幡小学校(抽選対象者23名内11名承認)

- ・小学校…478名 約12.3% / 市内全入学数3,876名

【主な理由】

- ※10番：兄弟一緒にの学校に就学させたい 164件(34.3% / 478名)
- ※8番：幼稚園・保育園等の友人関係等の理由によるため 138件(28.9% / 478名)
- ※9番：希望する学校が指定された学校よりも近い 105件(22.0% / 478名)

- ・中学校…480名 約15.5% / 市内全入学者数3,092名

【主な理由】

- ※8番：小学校の友人関係を理由とする 257件(53.5% / 480名)
- ※9番：希望する学校が指定された学校よりも近い 114件(23.8% / 480名)
- ※10番：兄弟一緒にの学校に就学させたい 67件(14.0% / 480名)

(2) 令和2年度在学年 児童生徒の指定学校変更状況 (答申に基づいて承認)

- ・小学校…332件(約1.5% / 21,921人)

【主な理由】

- ※5番：転居等に伴い従前の学校を希望 308件(92.8% / 332件)

- ・中学校…110件(約1.1% / 9,568人)

【主な理由】

- ※5番：転居等に伴い従前の学校を希望 96件(87.3% / 110件)

(3) 令和2年度在学年 児童生徒の区域外就学の状況 (答申に基づいて承認)

- ・小学校…63件(約0.3% / 21,921人)

【主な理由】

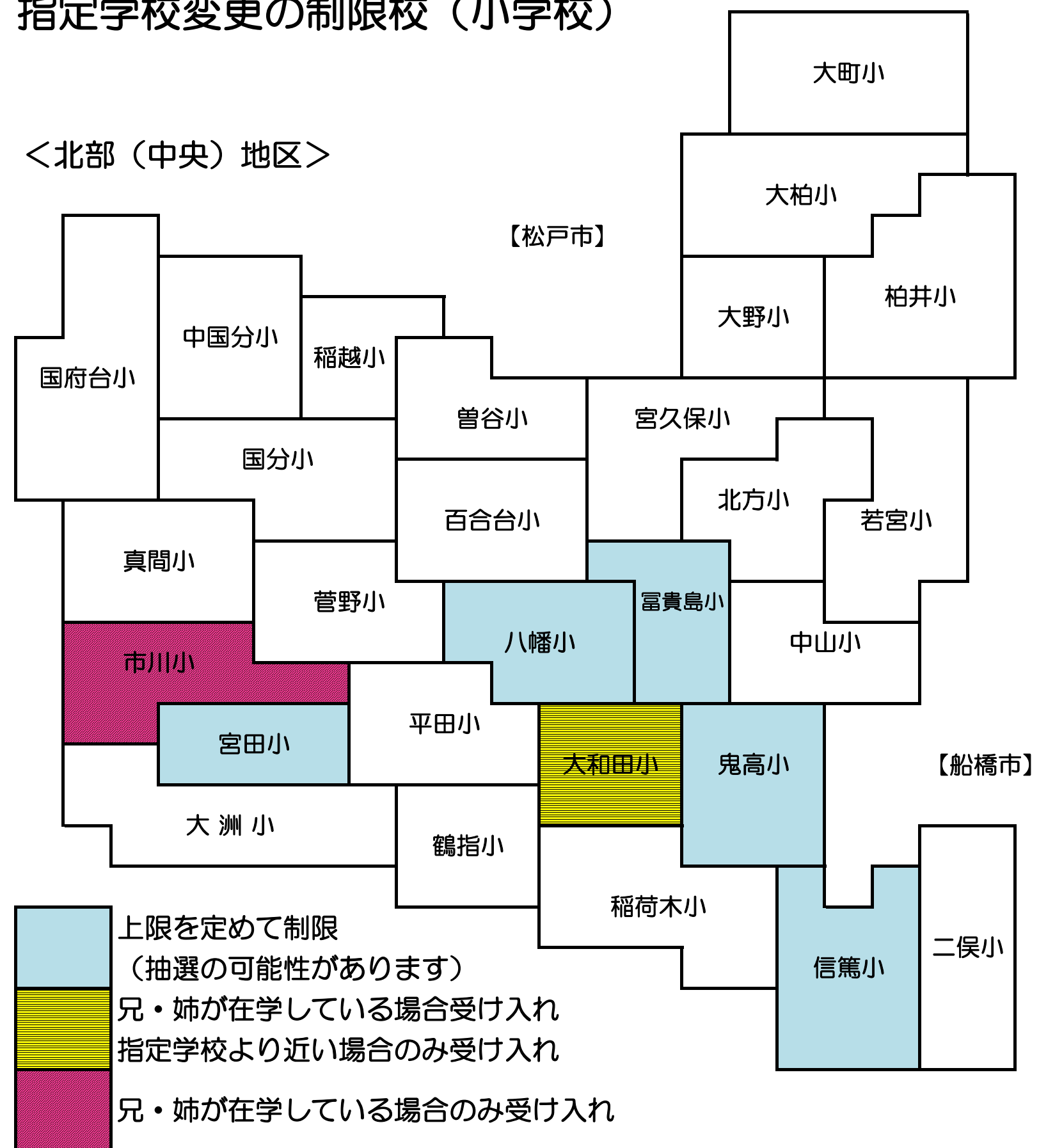
- ※5番：転居等に伴い従前の学校を希望 58件(92.1% / 63件)
- ※6番：新築等により事前に転入予定の学校を希望 4件(6.3% / 63件)

- ・中学校…31件(約0.3% / 9,568人)

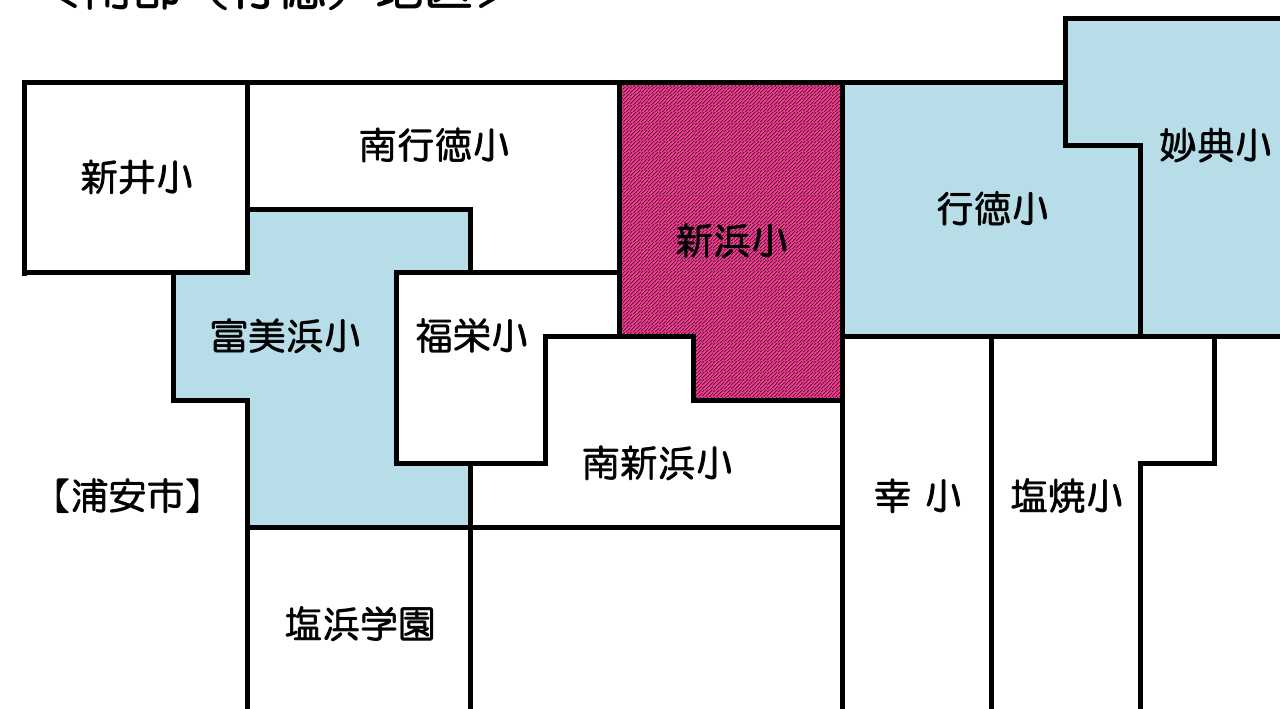
【主な理由】

- ※5番：転居等に伴い従前の学校を希望 16件(51.6% / 31件)
- ※12番：国立国府台病院の院内学級を希望 14件(45.2% / 31件)

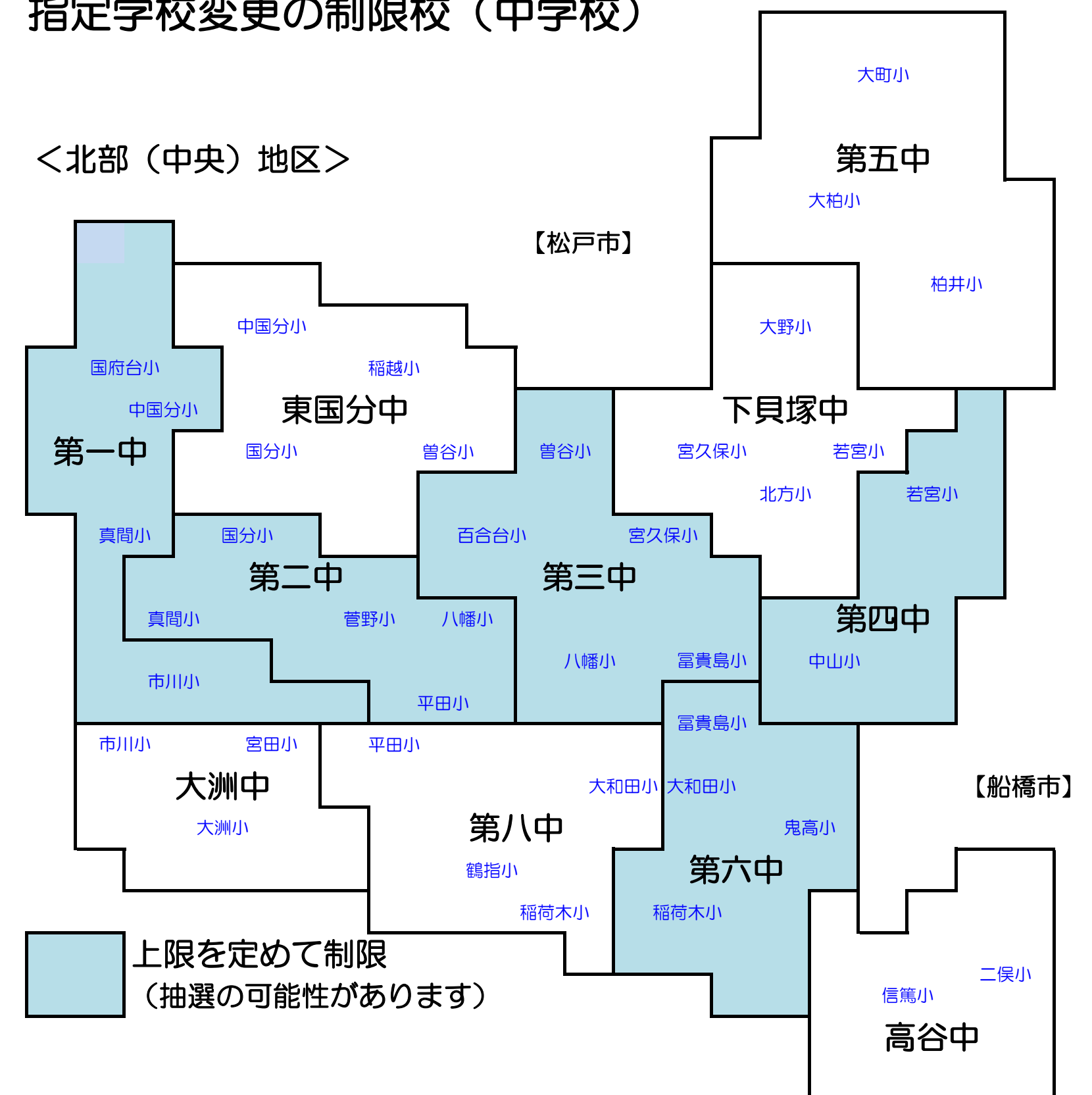
2. 令和3年度 新入学 指定学校変更の制限校（小学校）



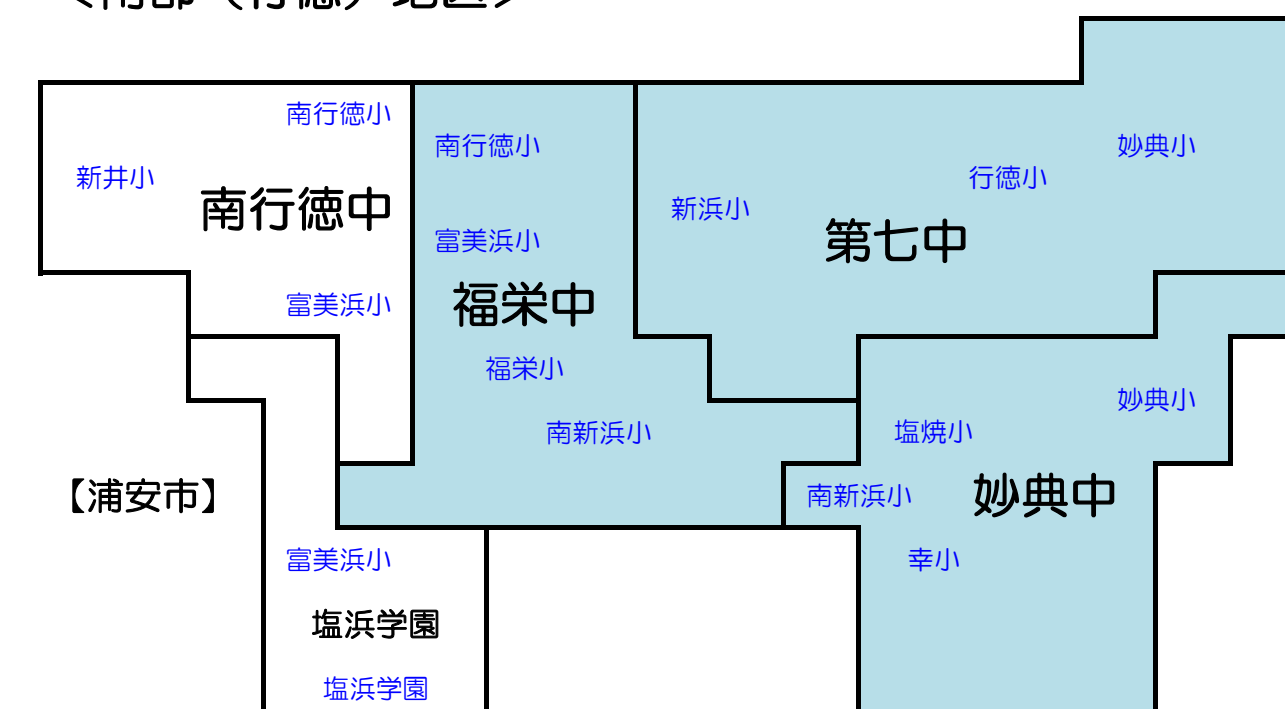
＜南部（行徳）地区＞



令和3年度 新入学 指定学校変更の制限校（中学校）



＜南部（行徳）地区＞



3. 指定学校変更許可件数

1. 指定学校変更許可件数

R3.5.1現在

年度 事由		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
小学校	学区審で承認を得たもの	472	458	485	477	531	430	418	394	420	447	478
	答申に基づいて承認	329	361	343	466	474	327	346	363	357	332	
	合 計	801	819	828	943	1005	757	764	757	777	779	478
中学校	学区審で承認を得たもの	496	546	554	533	587	511	532	522	537	512	480
	答申に基づいて承認	107	119	102	135	172	37	96	115	98	110	
	合 計	603	665	656	668	759	548	628	637	635	622	480

2. 区域外就学許可件数

年度 事由		23	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
小学校	学区審で承認を得たもの	6	3	8	3	8	2	0	0	0	0	0
	答申に基づいて承認	87	90	89	89	89	37	71	55	70	63	
	合 計	93	93	97	92	97	39	71	55	70	63	0
中学校	学区審で承認を得たもの	2	2	2	5	2	0	1	1	0	0	0
	答申に基づいて承認	63	63	59	48	59	41	60	46	54	31	
	合 計	65	65	61	53	61	41	61	47	54	31	0

4. 令和3年度 小学校 新入生児童に係る指定校変更件数 一覧表

《 指定校変更 》

指定校→ ↓ 希望校	1 市川小	2 真間小	3 中山小	4 八幡小	5 国分小	6 大柏小	7 宮田小	8 富貴島小	9 若宮小	10 国府台小	11 平田小	12 鬼高小	13 菅野小	14 行徳小	15 信篤小	16 稲荷木小	17 南行徳小	18 鶴指小	19 宮久保小	20 二俣小	21 中国分小	22 曾谷小	23 大町小	24 北方小	25 新浜小	26 百合台小	27 富美浜小	28 柏井小	29 大洲小	30 幸小	31 新井小	32 南新浜小	33 大野小	34 塩焼小	35 稲越小	36 塩浜学園	37 大和田小	38 福栄小	39 妙典小	合 計	
1 市川小							8																						1											9	
2 真間小	7				6		1			1			4																												19
3 中山小				1				4	2			1												1																	9
4 八幡小								11			10		3														7											1			32
5 国分小		1																			1	3													1					6	
6 大柏小																							1						4					4						9	
7 宮田小	1										3																		2								1			7	
8 富貴島小			3	3								1							3						14		2														26
9 若宮小			1																						1															2	
10 国府台小					3																3																			6	
11 平田小	3			2												1														1										7	
12 鬼高小															15	6				3																				24	
13 菅野小	3	6		6	6											1											4													26	
14 行徳小																															4				6				6	16	
15 信篤小																				29																			29		
16 稲荷木小																		1																			1			2	
17 南行徳小																										1		4												5	
18 鶴指小																	5													3										8	
19 宮久保小																									13		1							1						15	
20 二俣小															3																									3	
21 中国分小										6																														6	
22 曾谷小																											2									5				7	
23 大町小																																								0	
24 北方小								1	1										4								1													7	
25 新浜小														1														1					1							3	
26 百合台小				1										1								5																		7	
27 富美浜小																	3																				1	8		12	
28 柏井小						1			3																															4	
29 大洲小	2						8				2																													12	
30 幸小																																	5		2					7	
31 新井小														1														9												10	
32 南新浜小																	1									3		2			2							1			9
33 大野小						15													4										4											23	
34 塩焼小																												1			22								1		24
35 稲越小																						1																		1	
36 塩浜学園																												7					3	1						11	
37 大和田小											8	1				10		6																						25	
38 福栄小																	3											7						3						13	
39 妙典小														1																					36					37	
小 計	16	7	4	13	15	16	17	16	6	7	23	3	8	3	18	23	7	7	11	32	4	9	1	29	4	17	31	8	7	28	0	9	9	44	6	1	3	9	7	478	

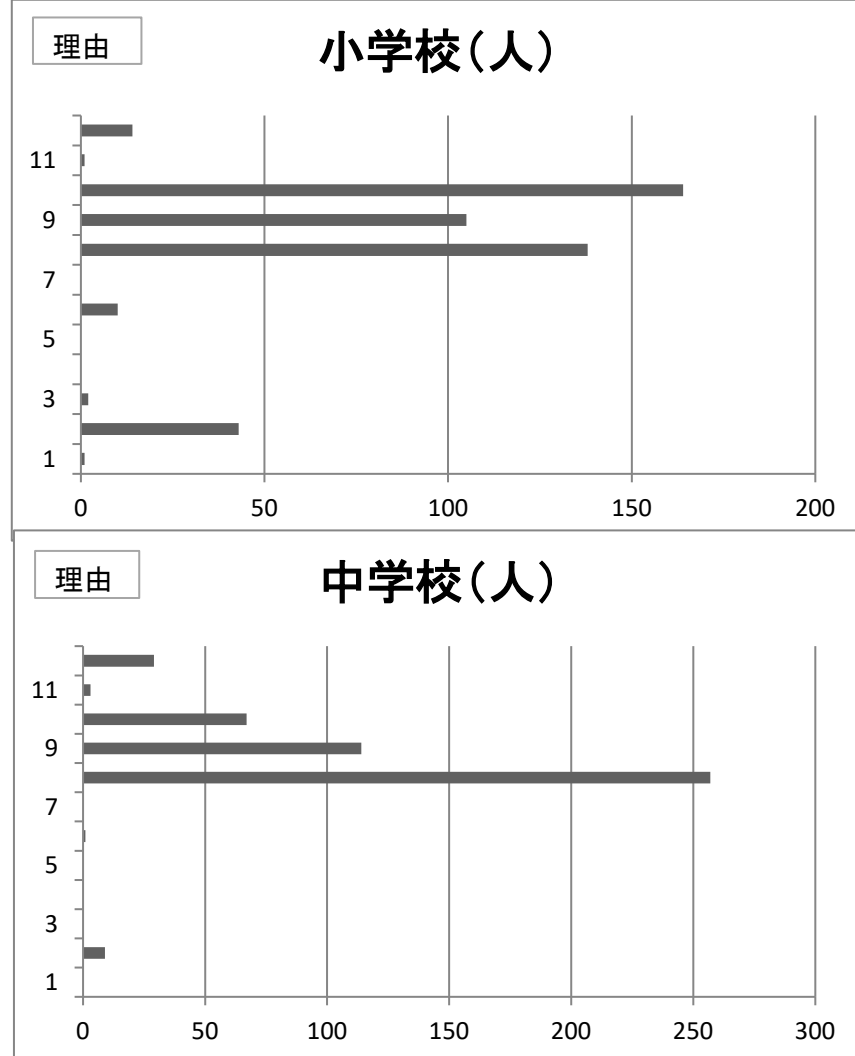
5. 令和3年度 中学校 入学生徒に係る指定校変更件数一覧表

《指定校変更》

指定校→ ↓ 希望校	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下 貝 塚 中	10 高 谷 中	11 福 栄 中	12 東 国 分 中	13 大 洲 中	14 塩 浜 学 園	15 南 行 徳	16 妙 典 中	合 計
1 一 中		4										11	20				35
2 二 中	17		12									14	8				51
3 三 中		3		2		1			39			10					55
4 四 中			5			1			21								27
5 五 中				2					2								4
6 六 中			1					2		24			2				29
7 七 中											8					24	32
8 八 中	1	4				13											18
9 下貝塚中				1	24												25
10 高 谷 中						1											1
11 福 栄 中							6							1	36	2	45
12 東国分中	3	2	3														8
13 大 洲 中	2	1						8									11
14 塩 浜 学 園											7				42	5	54
15 南行徳中											16			16			32
16 妙 典 中							50			1	2						53
小 計	23	14	21	5	24	16	56	10	62	25	33	35	30	17	78	31	480

6. 令和3年度 新入学児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	1	0.2	0	0
2 通学経路	43	9	9	1.9
3 両親の就労	2	0.4	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	0	0	0	0
6 事前転入	10	2.1	1	0.2
7 学校行事	0	0	0	0
8 友人関係	138	28.9	257	53.5
9 距離が近い	105	22	114	23.8
10 兄弟姉妹	164	34.3	67	14
11 受入れ可能	1	0.2	3	0.6
12 その他	14	2.9	29	6
合計	478	100	480	100
市内全体	3,876名	12.4%	3,092名	15.5%



1. 令和2年度 小学校 在学年児童に係る指定学校変更 及び 区域外就学 申請件数・理由別一覧表

《指定校変更》

指定校→ ↓ 希望校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	合 計	理 由 別											
	市川小	真間小	中山小	八幡小	国分小	大柏小	宮田小	富貴島小	若宮小	国府台小	平田小	鬼高小	菅野小	行徳小	信篤小	稲荷木小	南行徳小	鶴指小	宮久保小	二俣小	中国分小	曾谷小	大町小	北方小	新浜小	百合台小	富美浜小	柏井小	大洲小	幸小	新井小	南新浜小	大野小	塩焼小	稲越小	塩浜学園	大和田小	福栄小	妙典小		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 市川小		4				1						1										1					2												8					8								
2 真間小												3										1												1					5				5									
3 中山小								1	1			1																										3				2			1							
4 八幡小			2					7											1				5				1							1				12			1				2					1		
5 国分小		2																					5				1									1		9				8				1						
6 大柏小																			1					1				3					3				8				8											
7 宮田小	6										1													1						2							9				7	1			1							
8 富貴島小			2								2	1							1						3		1										10				10											
9 若宮小			2																																	1		3				3										
10 国府台小		4					1								1						1																7				5								2			
11 平田小	3			2														4											1								12				12											
12 鬼高小							1				1						1																				5				5											
13 菅野小		5		1	3																							2							1			12				10			2							
14 行徳小																1															6				5				29				26			3						
15 信篤小					1			2	1							2				3																	9				9											
16 稲荷木小		1																						1													3				3											
17 南行徳小							1																		2		8					4					15				15											
18 鶴指小						1		1								1												1									4				4											
19 宮久保小		1																						1		1								2				5		1			4									
20 二俣小																																					0															
21 中国分小					2						1																										3				1			2								
22 曾谷小					1																						3										5				5											
23 大町小																																						0														
24 北方小									3																													3					3									
25 新浜小														5			4											3			5		16						34				34									
26 百合台小			1										1						3			1															6				5				1							
27 富美浜小																	6								2					1							14				14											
28 柏井小						4																												1			5				5											
29 大洲小							1									1		3																			5				4				1							
30 幸小																																						5				5										
31 新井小													1														1	2									6				6											
32 南新浜小																											4		3									7				7										
33 大野小																			1																		1				1											
34 塩焼小																															8							9				8			1							
35 稲越小									1												1	3	3														8				7							1				
36 塩浜学園																																						2				1										
37 大和田小	1			1							5	1				10		4																			22				22											
38 福栄小																										1	5										7				7											
39 妙典小															3																		1		18				22				20				1			1		
小 計	10	17	7	4	7	5	3	12	6	1	9	3	6	8	1	16	12	11	7	3	2	10	4	5	9	7	22	6	5	20	5	18	7	27	3	3	6	5	20	332	0	2	1	0	308	1	0	4	9	1	0	6

《区域外就学、その他》

希望校→ ↓ 在住地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		37	38	39	合 計	理 由 別																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	市川小	真間小	中山小	八幡小	国分小	大柏小	宮田小	富貴島小	若宮小	国府台小	平田小	鬼高小	菅野小	行徳小	信篤小	稲荷木小	南行徳小	鶴指小	宮久保小	二俣小	中国分小	曾谷小	大町小	北方小	新浜小	百合台小	富美浜小	柏井小	大洲小	幸小	新井小	南新浜小	大野小	塩焼小	稲越小	塩浜学園	大和田小	福栄小	妙典小		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

2. 令和2年度 中学校 在学年生徒に係る指定校変更 及び 区域外就学申請件数・理由別一覧表

《指定校変更》

指定校→ ↓ 希望校	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下 貝 塚 中	10 高 谷 中	11 福 栄 中	12 東 国 分 中	13 大 洲 中	14 塩 浜 学 園	15 南 行 徳	16 妙 典 中	合 計	理 由 別											
																		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1 一 中		3	1										3	1	1	1	10					4							6
2 二 中	1											2	1				4					4							
3 三 中	1	1		1		1			8			3					15					13			1				1
4 四 中			1		2				4			1					8				1	7							
5 五 中								1	1								2					1			1				
6 六 中							1			2							3					2	1						
7 七 中			1								5				1	7	14					13			1				
8 八 中	1	1	5	1	2	2			2								14					14							
9 下貝塚中			2		4												6					6							
10 高 谷 中												1				1	2					2							
11 福 栄 中							2							3	2	2	9					8							1
12 東国分中		2			1									1			4					4							
13 大 洲 中		2				1											3					3							
14 塩 浜 学 園															1		1					1							
15 南行徳中							1				6	1		2			10					10							
16 妙 典 中					1		3				1						5					4				1			
小 計	3	9	10	2	10	4	7	1	15	2	12	8	4	7	5	11	110	0	0	0	1	96	1	0	3	1	0	0	8

《区域外就学、その他》

希望校→ ↓ 在住地域	1 一 中	2 二 中	3 三 中	4 四 中	5 五 中	6 六 中	7 七 中	8 八 中	9 下 貝 塚 中	10 高 谷 中	11 福 栄 中	12 東 国 分 中	13 大 洲 中	14 塩 浜 学 園	15 南 行 徳	16 妙 典 中	合 計	理 由 別											
																		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
船橋市	3			1						1							5					1	1						3
松戸市	1				1												2					1							1
浦安市																	0												
千葉市	1																1												1
東京都	3					1			1						3	1	9					7							2
その他	7	1	1	1			2	1							1		14					7							7
小 計	15	1	1	2	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0	4	1	31	0	0	0	0	16	1	0	0	0	0	0	14
就学願	2	1	2		1					1							7												7
合 計	27	6	18	10	4	4	16	15	7	4	9	4	3	1	14	6	148	0	0	0	1	112	2	0	3	1	0	0	29

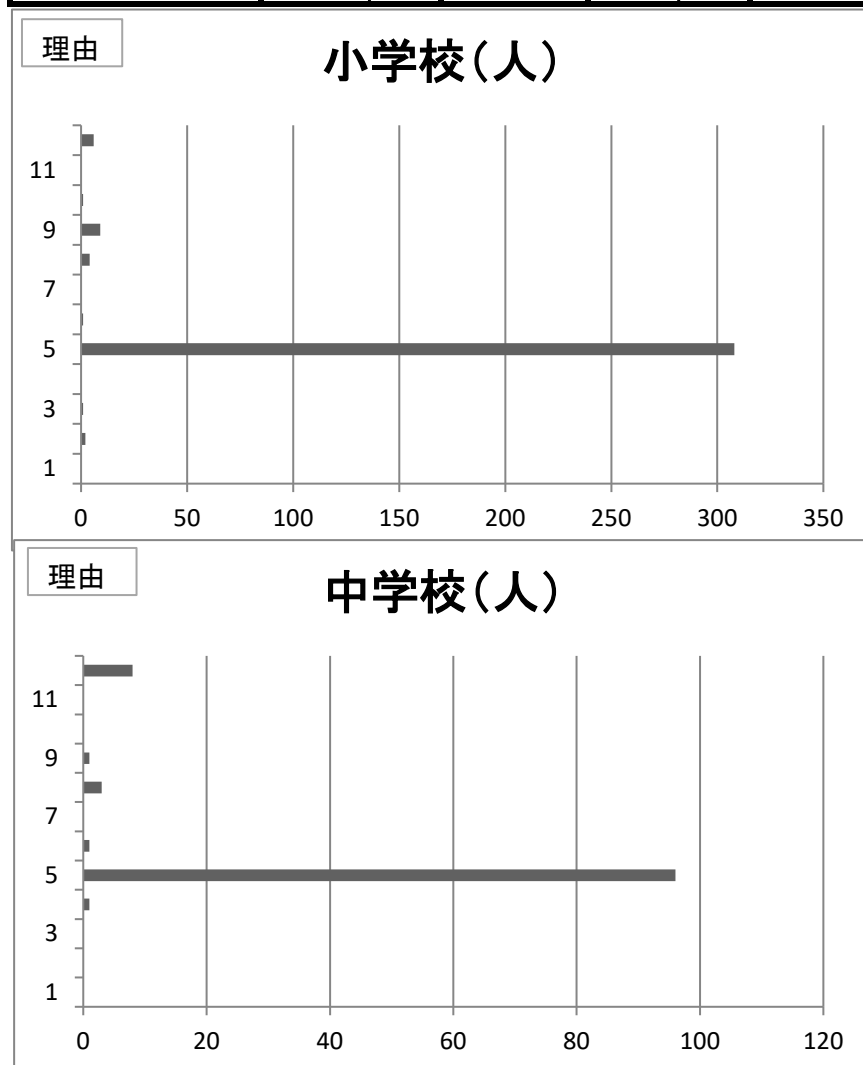
＊理 由

1. 心身の障害又は疾病によるもの
2. 事故の発生の恐れなど通学経路に問題が生じるもの
3. 両親の就労等により児童の監護・養育に欠けるもの
4. 学区変更等に伴い従前の通学校を希望するもの
5. 転居等に伴い従前の通学校を希望するもの
6. 住宅の新築、増改築により一時的に学区外に転居するもの
又は新築により事前に転入学を希望するもの

7. 学校行事等への参加を理由とするもの
8. 友人関係等を理由とするもの
9. 希望する学校が指定された学校より近い場合
10. 兄弟一緒の学校に就学させたいと希望するもの
11. 希望校の受け入れ体制（外国人、帰国子女、音楽、スポーツ等）が整い
且つ安全な通学が可能な学校を希望する場合
12. その他（相当の理由があると認められるもの）

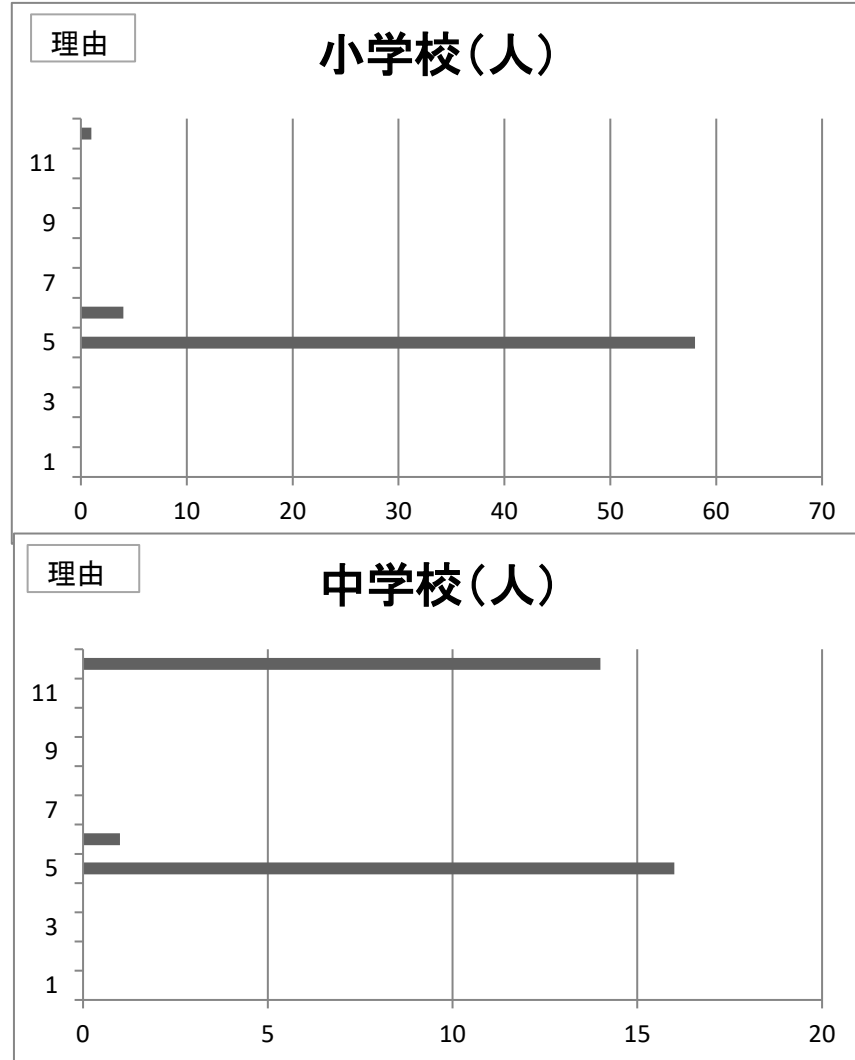
3. 令和2年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	0	0
2 通学経路	2	0.6	0	0
3 両親の就労	1	0.3	0	0
4 学区変更	0	0	1	0.9
5 従前の学校	308	92.8	96	87.3
6 事前転入	1	0.3	1	0.9
7 学校行事	0	0	0	0
8 友人関係	4	1.2	3	2.7
9 距離が近い	9	2.7	1	0.9
10 兄弟姉妹	1	0.3	0	0
11 受入れ可能	0	0	0	0
12 その他	6	1.8	8	7.3
合計	332	100	110	100
市内全体	21,921	1.5%	9,568	1.1%



4. 令和2年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0	0	0
2 通学経路	0	0	0	0
3 両親の就労	0	0	0	0
4 学区変更	0	0	0	0
5 従前の学校	58	92.1	16	51.6
6 事前転入	4	6.3	1	3.2
7 学校行事	0	0	0	0
8 友人関係	0	0	0	0
9 距離が近い	0	0	0	0
10 兄弟姉妹	0	0	0	0
11 受入れ可能	0	0	0	0
12 その他	1	1.6	14	45.2
合計	63	100	31	100
市内全体	21,921	0.3%	9,568	0.3%



5. 指定学校変更許可基準

事由		期間	添付書類等
1.	心身の障がい又は疾病によるため	事由解消まで ※通常は1年	医師の診断書など
2.	事故の発生の恐れなど、通学経路に問題が生じるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	事由解消まで	通学路を明記
3.	両親の就労等により、児童の監護、養育に欠けるため	3年以内 ただし、協議のうえ再申請も可	就労証明書 預かり書
4.	学区変更等に伴い、従前の通学校を希望するため	卒業まで	適宜
5.	転居等に伴い、従前の通学校を希望するため ①隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学の場合 ②上記①のうち、児童生徒数に関連し他の通学区域からの入学を制限している学校を希望する場合 ③上記①以外の場合	①の場合は卒業まで ②の場合は年度末まで ③の場合は学期末又は年度末まで ただし、協議のうえ再申請も可	適宜
6.	住居の新築・増改築により一時的に学区外に転居するため、又は新築により事前に転入学を希望するため	1年以内	建築確認書、売買契約書、仮住まいを証明するもの等
7.	在学校の学校行事等に参加したいため	事由解消まで 学期末まで	適宜
8.	友人関係等の理由によるため ただし、隣接する通学区域または事務室窓口から直線で小学校は1キロメートル以内、中学校は2キロメートル以内からの通学に限る	卒業まで	適宜
9.	希望する学校が指定された学校より近いため	卒業まで	適宜
10.	兄弟姉妹一緒にの学校に就学させたいため	卒業まで	適宜
11.	希望校の受け入れ体制が整い、且つ安全な通学が可能な学校を希望するため	卒業まで	適宜
12.	その他	事由解消まで	適宜

1. 上記の基準に適合した場合でも、学校等の受け入れが伴わない場合、指定学校変更が認められないこともあります。
2. 児童生徒本人はもとより保護者及び監護者は、通学経路及び通学の安全には十分留意してください。
3. 上記添付書類等のほか、客観的判断をするために必要な補足書類等を追加で提出していただくこともあります。
4. この基準は平成24年12月6日より適用する。
5. 塩浜学園については、小・中学校とも、指定学校の変更範囲を緩和し、行徳支所管内（江戸川放水路まで）からの通学も可能となります。（通学距離が2km以上の7・8・9年生は自転車通学可）

6. 区域外就学許可基準

市川市外居住者より市川市立小中学校に入学を希望する者の許可の取扱については、指定校変更許可基準のうち1、5、6、7、12を準用するほか次のすべてに該当するものとする。

1. 保護者が、その児童・生徒の通学の安全を図れるもの。
2. 児童・生徒の住居から通学を希望する学校までの通学時間が60分以内のものとする。
3. 申請期間については、最長で年度末までとし、更新は承認しないこととする。

(添 付 書 類)

1. 家族全員が記載されている「住民票」1通（申請時のもの）
2. 客観的判断をするに必要な書類を随時提出させる。

＊「区域外就学願書」には、住居から通学を希望する学校までの通学時間と通学方法を具体的に明記させ、併せてその通学上の安全を保護者が図ることも明記させる。

＜通学区域の見直し方針＞

本市では、義務教育 9 年間を基盤とした子どもの学びと育ちの連続性を確保するための方策の一つとして、校舎の建替えを行う際を中心に小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しの検討を行うこととしています。

通学区域の見直しは、児童生徒や保護者、地域住民に影響を与えることから、地域等との協議、調整の上で決定することが重要です。

本方針は、見直しにおける一定の基準を定めるとともに、それに沿って作成した各学校の通学区域の再編案を示すものです。

通学区域の見直しにあたっては、この再編案を基に地域等と協議、調整し、新たな通学区域を決定することとします。

方針の構成

1. 見直しの視点、留意点

2. 見直しの流れ

通学区域の見直しが、客観的（誰が行っても同じ結果）で多面的（複数の課題に対応）なものとなるよう、見直しを行う際のルールとして、「見直しの視点、留意点」や「見直しの流れ」を定めます。

※ 1、2 は前回審議済み。

3. 通学区域決定までの手続き

4. 通学区域決定の時期

5. 経過措置

6. 指定校変更制度

7. 方針（再編案）の見直し

通学区域の見直しが学校ごとの実態に即したものとなるよう、「通学区域決定の手続き」を定めるとともに、見直しの影響が過度とならないよう、「通学区域決定の時期」や「経過措置」、「指定校変更制度」を定めます。

※ 3～7 は今回、審議。

1 見直しの視点、留意点

本市の児童生徒数等の推移や学校規模、通学区域の課題等を踏まえ、通学区域の見直しを進める上での、「視点」と「留意事項」を以下のとおり定めます。

視点1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小、中学校の連続性（9年間の義務教育）を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないように、原則として、小、中学校の通学区域を一致させます。

視点2 通学路の安全性

交通量の多い幹線道路に横断歩道や歩道橋など安全対策がなされておらず、児童生徒の安全確保ができない場合や道路の構造上の理由等により安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、幹線道路を通学区域の境界とします。

視点3 地域のつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、可能な限り自治会単位で通学区域を編成することが望まれます。このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

視点4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ります。

留意事項 通学路の距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっていますが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では4 km 以内、中学校では6 km 以内となるよう通学距離に留意します。

2 見直しの流れ

以下の流れに沿って、通学区域の再編案を作成することとします。

視点1 小中学校の連続性

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。義務教育学校の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせます。



視点2 通学路の安全性

安全対策がなされていない、または安全対策を講じることが困難な幹線道路などが通学区域を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、可能な限り、幹線道路を通学区域の境界とします。



視点3 地域のつながり 視点4 学校規模の是正

隣接する学校が大規模校（19学級以上の学校）と過小規模校（小学校6学級、中学校9学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成します。

3 通学区域決定までの手続き

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮し、実情に即した見直しを行うことが求められています。

また、通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化に繋がるよう、保護者や学校、地域住民と十分協議、調整しながら、検討を行うことが重要です。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の見直しにより、影響のある学校の学校運営協議会において、当該方針で示す「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行います。

その結果を踏まえ、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会に「通学区域の設定」について、諮問し、答申を受けます。

その後、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定することとします。

<通学区域決定の手続き>



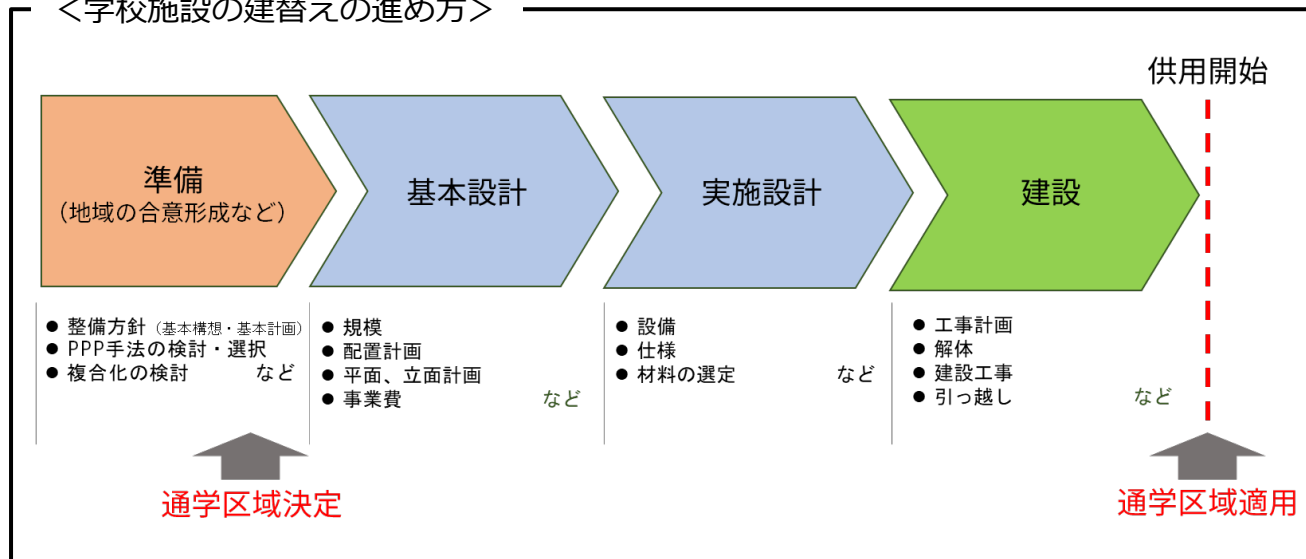
なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、見直しを行わないことを決定することとします。

4 通学区域決定の時期

通学区域は建替え後の学校規模に影響を与えることから、原則、建替え後の学校規模を決定する前（基本構想・基本計画の策定）までに、新たな通学区域を決定します。

また、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、新たな通学区域を適用します。

<学校施設の建替えの進め方>



5 経過措置

望ましい学校環境を実現するため、当該方針に基づき通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできるだけ少なくするため、慎重な対応が必要となります。

そこで、通学区域見直し後に指定学校が変更となった児童生徒については、以下の経過措置を設けることとします。

＜経過措置＞

- ・ 在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とします。
 - ・ 兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合は、旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とします。
 - ・ 旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とします。
- ※その他、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら必要な経過措置を学校ごとに検討することとします。

6 指定校変更制度

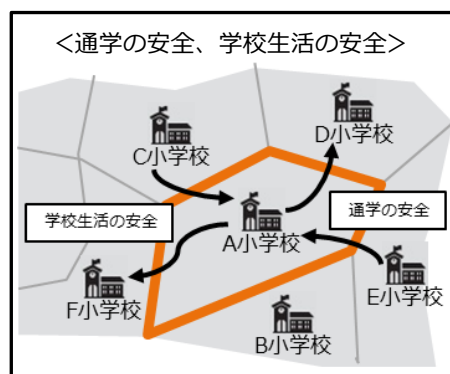
本市では、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定しています。

一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される学校を変更できることとしています。（指定校変更制度）

新たな通学区域決定後の指定校変更制度の運用については、児童生徒の学校生活と登下校時の安全を確保するとともに、小中一貫教育の推進を図るため、新たな通学区域の適用（通学区域の見直しを行わない学校は建替え後の学校施設の供用開始）と合わせて、指定される学校を変更できる条件を原則以下のとおりとします。

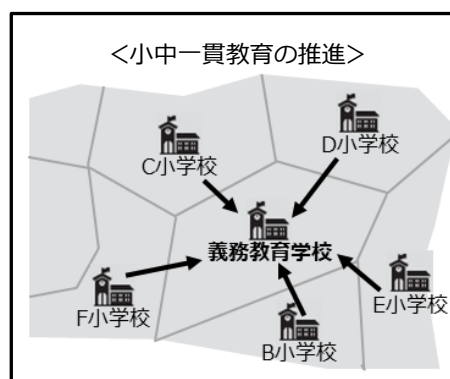
<指定校変更制度>

- ・ 通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとします。



- ・ 小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとします。

ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとします。



7 方針（再編案）の見直し

各学校の通学区域を決定する際に、再編案の見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正することとします。

当該校は、修正した再編案を基に「通学区域決定の手続き」に沿って通学区域を決定し、修正によって影響のある学校は、その学校の通学区域決定の時期に必要な調整等を行い、通学区域を決定することとします。

ただし、この方針に基づき、既に新たな通学区域を決定した学校の通学区域には、原則、修正の影響は及ばないものとします。

議題（４）市川市立宮田小学校の通学区域の設定について

○令和２年度市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において共通理解を図った、「見直しの視点と流れ」に沿って、「市川市立宮田小学校の通学区域の設定」の再編案について審議を行った。
その後、学校運営協議会にて、協議・調整を行い、了承を得た。
その結果を踏まえ、今回は、「市川市立宮田小学校の通学区域の設定」について諮問する。

見直しの流れ

視点１ 小中学校の連続性

中学校ブロック単位で、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせる。

視点２ 通学路の安全性

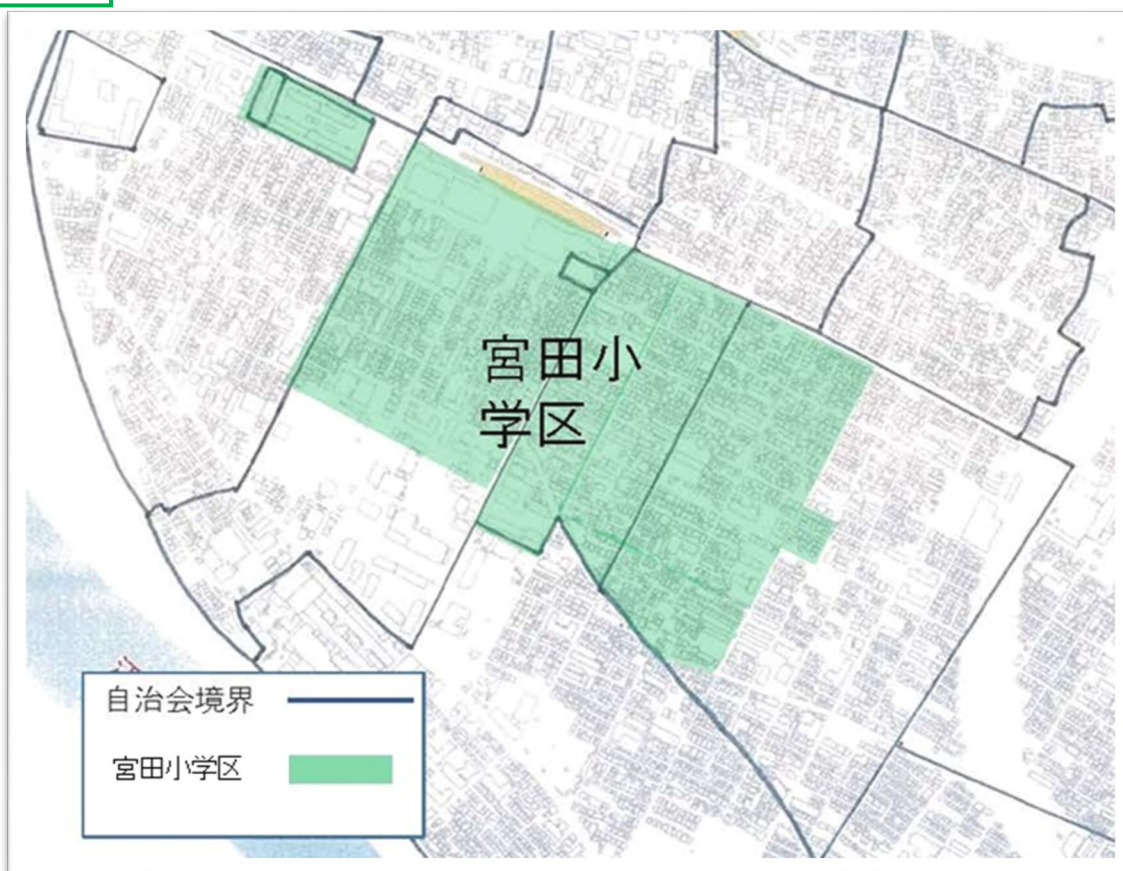
安全対策により、幹線道路等による危険性が極めて少ない。

視点３ 地域のつながり 視点４ 学校規模の是正

隣接する学校も含め、規模が概ね適正である。通学区域が自治体を分断しているが、学校運営協議会から同意を得た。

宮田小学校学区

再編案（現在の通学区域と変更なし）



〈通学区域住所〉

- ・市川南１丁目 ・市川南２丁目１～４番、９番
- ・市川南３丁目１４番１１号、１６号、２１号、２３号（市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ）
- ・新田２丁目２０～３３番 ・新田３丁目１９～２７番 ・新田４丁目

宮田小学校・市川小学校の年齢別人口

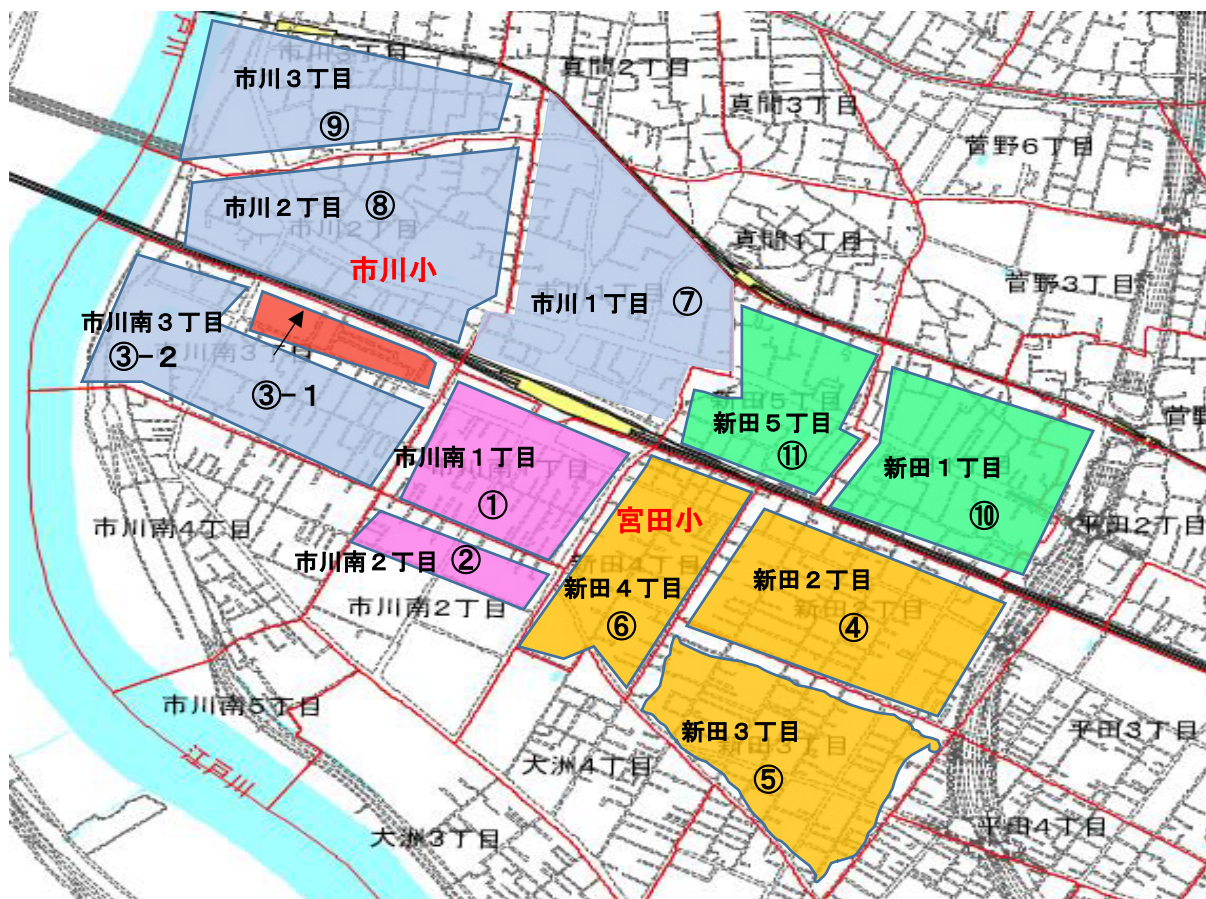
令和3年5月1日現在

【宮田小学校 学区 丁別人口】

番号	丁 別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
①	市川南 1丁目	38	41	43	35	34	48
②	2丁目	12	7	8	8	7	6
③-1	3丁目	19	14	13	20	24	16
④	新田 2丁目	16	12	13	12	13	10
⑤	3丁目	22	8	7	8	10	4
⑥	4丁目	16	23	16	21	16	27
	計	123	105	100	104	104	111

【市川小学校 学区 丁別人口】

番号	丁 別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
⑦	市川 1丁目	62	51	67	46	41	48
⑧	2丁目	28	27	12	21	16	18
⑨	3丁目	10	19	10	9	13	17
③-2	市川南 3丁目	24	26	23	19	26	35
⑩	新田 1丁目	12	7	12	13	10	9
⑪	新田 5丁目	24	19	28	18	16	16
	計	160	149	152	126	122	143



《市川小学校・宮田小学校 学区図》

改正

平成23年3月28日条例第4号

平成28年3月16日条例第10号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例

題名改正〔平成28年条例10号〕

(設置)

第1条 本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(任務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議するとともにその実施について建議することができる。

- (1) 通学区域の設定に関する事項
- (2) 指定された学校の変更及び区域外就学に関する事項
- (3) その他通学区域に関する必要な事項

一部改正〔平成28年条例10号〕

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員12名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により教育委員会が委嘱する。

- (1) 議会の推薦した議員 2名
- (2) 学識経験のある者 6名
- (3) 市川市立の小学校、中学校又は義務教育学校の校長 2名
- (4) 市長部局の職員 2名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成28年条例10号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考意見等の聴取)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の市川市立小中学校通学区域審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員である者は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)に、第6条の規定による改正後の市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条第1項の規定により市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第1項の規定により委嘱された市川市立小中学校通学区域審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

改正

昭和59年 1月13日教育委員会規則第 1 号
昭和60年 1月11日教育委員会規則第 1 号
昭和60年 3月30日教育委員会規則第 5 号
昭和61年 3月31日教育委員会規則第 3 号
昭和61年 4月 1日教育委員会規則第 4 号
昭和62年12月25日教育委員会規則第10号
昭和63年11月15日教育委員会規則第 3 号
平成 7年12月 6日教育委員会規則第 7 号
平成10年 1月14日教育委員会規則第 1 号
平成11年 1月13日教育委員会規則第 1 号
平成16年 8月11日教育委員会規則第 7 号
平成17年 4月 1日教育委員会規則第 5 号
平成18年 8月 9日教育委員会規則第 8 号
平成28年 3月31日教育委員会規則第 2 号
平成28年 3月31日教育委員会規則第 4 号
令和 3年 1月12日教育委員会規則第 2 号

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

題名改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立小学校等」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(通学区域)

第 2 条 通学区域は、別表のとおりとする。

(指定学校の変更の申請)

第 3 条 保護者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第 8 条の規定により指定学校（住所の属する通学区域内の市立小学校等をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、指定学校変更申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕、一部改正〔平成28年教委規則 4 号〕

(指定学校の変更の決定等の通知)

第 4 条 学校教育法施行令第 8 条に規定する保護者への通知は、指定学校変更承認通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前条の規定による申請について相当と認めないときは、指定学校の変更を承認しない旨の通知書（様式第 3 号）により、その旨を当該申請をした保護者に通知するものとする。

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕

(市内に住所を有しない者への準用)

第5条 前2条の規定は、市内に住所を有しない保護者が、就学予定者又は学齢児童若しくは学齢生徒を市立小学校等に通学させようとするときに準用する。

一部改正〔平成16年教委規則7号・28年4号〕

(教育長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

一部改正〔平成16年教委規則7号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に行われた通学区域に関する事務及び手続きは、この規則の相当規定に基づき行われたものとみなす。

附 則 (昭和59年1月13日教育委員会規則第1号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年1月11日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月30日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和60年3月31日において富美浜小学校第5学年及び福栄中学校第2学年に在籍する児童及び生徒並びに昭和60年4月1日以後において福栄小学校の第6学年及び南行徳中学校の第3学年に転入又は編入することとなる児童及び生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年3月31日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和61年3月31日において第七中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒並びに昭和61年4月1日以後において妙典中学校の第3学年及び第2学年に転入又は編入することとなる生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年4月1日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については従前の例により使用することができる。

附 則 (昭和62年12月25日教育委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の市川市立小中学校の通学区域に関する規則別表の規定にかかわらず、昭和63年3月31日において妙典中学校の第2学年及び第1学年に在籍する生徒の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (昭和63年11月15日教育委員会規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和64年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則の規定により通学している児童の通学区域は、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月6日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成10年1月14日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成10年2月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月13日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成11年3月31日において行徳小学校の第5学年及び塩焼小学校の第5学年に在籍する生徒の通学区域は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年8月11日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする改正規定並びに第1号様式から第3号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成17年3月31日において塩焼小学校及び妙典小学校の第1学年から第5学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の公布の日前に調整された様式でその用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成17年4月1日教育委員会規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (平成18年 8 月 9 日教育委員会規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定(「別表」を「別表(第 2 条関係)」に改める部分に限る。)及び様式第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成19年 3 月31日において新井小学校の第 1 学年から第 5 学年までに在籍している児童の通学区域については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年 3 月31日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 3 月31日教育委員会規則第 4 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する第 3 条の規定による改正前の市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則、第 4 条の規定による改正前の市川市立小学校及び中学校の出席停止の命令の手續に関する規則、第 5 条の規定による改正前の市川市立小中学校の通学区域に関する規則、第 7 条の規定による改正前の市川市奨学資金条例施行規則及び第 8 条の規定による改正前の市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則 (令和 3 年 1 月12日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表大洲小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

市立小学校等の通学区域

学校名	通学区域
市川小学校	市川 1、2 丁目、市川 3 丁目 1～25 番、新田 1 丁目、新田 5 丁目、市川南 3 丁目 (14 番 11 号、16 号、21 号、23 号の市川パークハウス、市川セントラルハイツを除く。)
真間小学校	市川 3 丁目 26～40 番、市川 4 丁目、真間 1 丁目 6～16 番、真間 2 丁目、真間 3 丁目 3～14 番、真間 4、5 丁目、国府台 1 丁目 1～6 番、国府台 2 丁目 1～7 番、須和田 2 丁目 7～18 番、同 26～36 番、菅野 6 丁目 22～24 番
中山小学校	中山 1～4 丁目、若宮 1 丁目、若宮 2 丁目 9～11 番、北方 1 丁目 14～27 番、北方 2 丁目 11～31 番、北方 3 丁目 1～23 番、本北方 1 丁目 19～32

	番、同39～45番、鬼越1丁目19～28番、高石神1～33番
八幡小学校	八幡2～4丁目、八幡6丁目1番、東菅野1丁目1～24番、東菅野2丁目1～12番、東菅野3丁目1、2番、菅野1丁目、菅野2丁目1～20番、菅野4丁目1～5番
国分小学校	国分1～3丁目、国分4丁目7～22番、国分5丁目、国分6丁目1～12番、同14～16番、東国分1、2丁目
大柏小学校	南大野2丁目28～30番、南大野3丁目、大野町2、3丁目、大野町4丁目2154～2524番地、同2595～2601番地、同2606～2762番地、同2765～2767番地、同2790～3238番地、柏井町3丁目105～174番地、大町368、369番地、同382～408番地、同477～491番地、同511～544番地
宮田小学校	市川南1丁目、市川南2丁目1～4番、同9番、市川南3丁目14番11号、16号、21号、23号(市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ)、新田2丁目20～33番、新田3丁目19～27番、新田4丁目
富貴島小学校	八幡1丁目、八幡5丁目、八幡6丁目2～24番、同27～30番、東菅野1丁目25～33番、東菅野3丁目3～32番、北方1丁目1～13番、北方2丁目1～10番、同32～37番、本北方1丁目1～4番、同10～18番
若宮小学校	若宮2丁目1～8番、同12～28番、若宮3丁目、本北方3丁目、北方3丁目24、25番、北方町4丁目1209～1329番地、同1456～1478番地、同1649～2309番地、同2338番地、同2341番地、同2356～2369番地
国府台小学校	国府台1丁目7～13番、国府台2丁目8、9番、国府台3～6丁目、中国分4丁目、中国分5丁目7～10番、北国分1～4丁目、国分4丁目1～6番
平田小学校	平田1～4丁目、新田2丁目1～19番、新田3丁目1、2番、同7～10番、同13～16番、南八幡5丁目
鬼高小学校	鬼高1～4丁目、鬼越1丁目1～18番、鬼越2丁目、高石神34～39番、南八幡1丁目23～25番、南八幡2丁目1～20番、同22～25番
菅野小学校	真間1丁目1～5番、真間3丁目1、2番、菅野2丁目21～23番、菅野3丁目、菅野4丁目6～18番、菅野5丁目、菅野6丁目1～21番、須和田1丁目、須和田2丁目1～6番、同19～25番
行徳小学校	本行徳1～38番、末広1丁目、関ヶ島、伊勢宿、妙典3丁目1～15番、本塩、富浜1～3丁目
信篤小学校	田尻918～1028番地、田尻2丁目6～8番、田尻3、4丁目、田尻5丁目5番、同7～25番、高谷1～3丁目、原木1、2丁目、原木1854～2505番地、上妙典1336～1622番地、高谷1287～2023番地、高谷新町
稲荷木小学校	稲荷木1～3丁目、東大和田1丁目、東大和田2丁目9～18番、大和田1丁目5～16番、大和田2丁目、田尻1丁目、田尻2丁目1～5番、同9～16番、田尻5丁目1～4番、同6番、南八幡2丁目21番
南行徳小学校	相之川1～3丁目、欠真間1丁目、欠真間2丁目1～3番、同5番、同16～23番、香取1、2丁目

鶴指小学校	新田 3 丁目 3 ～ 6 番、大洲 1 丁目 1 ～ 11 番、大洲 2 丁目 1 ～ 9 番、大和田 3 ～ 5 丁目
宮久保小学校	宮久保 3 ～ 6 丁目、北方町 4 丁目 1432 番地、同 1437 番地の 3 ～ 1444 番地、同 1452 ～ 1455 番地、下貝塚 1 ～ 3 丁目、大野町 1 丁目 1 ～ 21 番地、同 33 番地の 2、3、7、13
二俣小学校	原木 3、4 丁目、原木 991 ～ 1004 番地、同 2506 ～ 2553 番地、二俣新町、東浜 1 丁目、二俣 1、2 丁目、二俣 360 ～ 768 番地、二子飛地、本郷飛地
中国分小学校	国分 6 丁目 13 番、同 17 ～ 25 番、国分 7 丁目、中国分 1 ～ 3 丁目、中国分 5 丁目 1 ～ 6 番、同 11 ～ 39 番、堀之内 1 ～ 5 丁目
曾谷小学校	曾谷 2 丁目、曾谷 4、5 丁目、曾谷 7 丁目
大町小学校	大町 1 ～ 367 番地、同 370 ～ 381 番地、同 409 ～ 476 番地、同 492 ～ 510 番地、同 545 ～ 554 番地、大野町 4 丁目 2525 ～ 2549 番地、同 2602 ～ 2605 番地、同 2763、2764 番地、同 2768 ～ 2789 番地
北方小学校	八幡 6 丁目 25、26 番、同 31 ～ 35 番、東菅野 4、5 丁目、本北方 1 丁目 5 ～ 9 番、同 33 ～ 38 番、同 46 ～ 50 番、本北方 2 丁目、北方町 4 丁目 1197 ～ 1207 番地、同 1330 ～ 1431 番地、同 1479 ～ 1563 番地、同 2310 ～ 2337 番地、同 2339、2340 番地、同 2344 ～ 2355 番地
新浜小学校	押切、湊、湊新田、湊新田 1、2 丁目、行徳駅前 1 ～ 3 丁目、行徳駅前 4 丁目 1 ～ 22 番
百合台小学校	東菅野 2 丁目 13 ～ 23 番、宮久保 1、2 丁目、曾谷 1 丁目、曾谷 3 丁目、曾谷 6 丁目
富美浜小学校	南行徳 1 丁目、南行徳 2 丁目（2 番 1 号を除く。）、南行徳 3、4 丁目、相之川 4 丁目、福栄 4 丁目 1 ～ 13 番、同 32、33 番、欠真間 2 丁目 4 番、同 6 ～ 15 番、同 24 ～ 29 番、新井 3 丁目
柏井小学校	柏井町 1、2 丁目、柏井町 3 丁目 91 ～ 104 番地、同 175 ～ 226 番地、同 470 番地、同 518 ～ 674 番地、柏井町 4 丁目、奉免町
大洲小学校	市川南 2 丁目 5 ～ 8 番、市川南 4、5 丁目、新田 3 丁目 11、12 番、同 17、18 番、大洲 1 丁目 12 ～ 18 番、大洲 2 丁目 10 ～ 16 番、大洲 3、4 丁目
幸小学校	加藤新田、高浜町、宝 1、2 丁目、幸 1、2 丁目、末広 2 丁目
新井小学校	島尻、広尾 1、2 丁目、新井 1、2 丁目
南新浜小学校	福栄 2 丁目、福栄 4 丁目 14 ～ 31 番、新浜 1 ～ 3 丁目、入船、日之出、千鳥町、塩浜 1、2 丁目、行徳駅前 4 丁目 23 ～ 28 番
大野小学校	南大野 1 丁目、南大野 2 丁目 1 ～ 27 番、大野町 1 丁目（1 ～ 21 番地、33 番地の 2、3、7、13 を除く。）
塩焼小学校	塩焼 1 ～ 5 丁目、本行徳 1133 ～ 2554 番地、妙典 4 丁目 10 ～ 17 番、妙典 5 丁目 8 ～ 24 番、妙典 6 丁目 9 ～ 16 番、下妙典
稲越小学校	曾谷 8 丁目、東国分 3 丁目、稲越
大和田小学校	大和田 1 丁目 1 ～ 4 番、東大和田 2 丁目 1 ～ 8 番、南八幡 1 丁目 1 ～ 22 番、南八幡 3、4 丁目

福栄小学校	南行徳 2 丁目 2 番 1 号、福栄 1 丁目、福栄 3 丁目
妙典小学校	下新宿、河原、妙典 1、2 丁目、妙典 3 丁目 16～25 番、妙典 4 丁目 1～9 番、妙典 5 丁目 1～7 番、妙典 6 丁目 1～8 番
第一中学校	国府台 1 丁目 7～13 番、国府台 2～6 丁目、市川 1、2 丁目、市川 3 丁目 1～27 番、市川 4 丁目、新田 1 丁目、新田 5 丁目、国分 4 丁目 1～6 番、中国分 2 丁目、中国分 3 丁目 1～16 番、中国分 4、5 丁目、北国分 1～4 丁目
第二中学校	国府台 1 丁目 1～6 番、市川 3 丁目 28～40 番、真間 1～5 丁目、平田 1～2 丁目、菅野 1 丁目 19、20 番、菅野 2、3 丁目、菅野 4 丁目 6～18 番、菅野 5、6 丁目、国分 1～3 丁目、国分 4 丁目 7～22 番、須和田 1、2 丁目、東国分 1 丁目
第三中学校	八幡 1 丁目 1～7 番、八幡 2 丁目、八幡 3～5 丁目、八幡 6 丁目 1～24 番、同 27～30 番、菅野 1 丁目 1～18 番、同 21～27 番、菅野 4 丁目 1～5 番、東菅野 1～3 丁目、宮久保 1～2 丁目、宮久保 3 丁目 1～14 番、同 28～38 番、宮久保 4 丁目、北方 1 丁目 1～13 番、北方 2 丁目 1～10 番、同 32～37 番、本北方 1 丁目 1～4 番、同 10～18 番、曾谷 1～3 丁目、曾谷 6 丁目
第四中学校	鬼越 1 丁目 19～28 番、高石神 1～33 番、中山 1～4 丁目、若宮 1～3 丁目、北方 1 丁目 14～27 番、北方 2 丁目 11～31 番、北方 3 丁目、本北方 1 丁目 19～32 番、同 39～45 番、本北方 3 丁目、北方町 4 丁目 1649～2129 番地、同 2338 番地、同 2341 番地、同 2356～2369 番地
第五中学校	南大野 2 丁目 28～30 番、南大野 3 丁目、大野町 2～4 丁目、柏井町 1～4 丁目、大町、奉免町
第六中学校	八幡 1 丁目 8～24 番、南八幡 1、2 丁目、鬼越 1 丁目 1～8 番、鬼越 2 丁目、鬼高 1～4 丁目、高石神 34～39 番、稻荷木 1～3 丁目、田尻 1 丁目、田尻 2 丁目 1～5 番、同 9～16 番、田尻 5 丁目 1～4 番、同 6 番
第七中学校	本行徳 1～38 番、関ヶ島、伊勢宿、下新宿、河原、押切、湊、湊新田、行徳駅前 1～3 丁目、行徳駅前 4 丁目 1～22 番、湊新田 1、2 丁目、末広 1 丁目、富浜 1～3 丁目、妙典 1～3 丁目、本塩
第八中学校	新田 2 丁目 1～19 番、新田 3 丁目 1～10 番、同 13～16 番、平田 3、4 丁目、大洲 1 丁目 1～11 番、大洲 2 丁目 1～9 番、東大和田 1、2 丁目、大和田 1～5 丁目、南八幡 3～5 丁目
下貝塚中学校	八幡 6 丁目 25、26 番、同 31～35 番、東菅野 4、5 丁目、宮久保 3 丁目 15～27 番、同 39～41 番、宮久保 5、6 丁目、本北方 1 丁目 5～9 番、同 33～38 番、同 46～50 番、本北方 2 丁目、北方町 4 丁目 1197～1207 番地、同 1330～1432 番地、同 1437 番地の 3～1444 番地、同 1456～1563 番地、同 2130～2337 番地、同 2339、2340 番地、同 2344～2355 番地、南大野 1 丁目、南大野 2 丁目 1～27 番、大野町 1 丁目、下貝塚 1～3 丁目
高谷中学校	田尻 2 丁目 6～8 番、田尻 3、4 丁目、田尻 5 丁目 5 番、同 7～25 番、

		高谷 1 ～ 3 丁目、高谷1287～2023番地、高谷新町、原木 1 ～ 4 丁目、二俣新町、二俣 1、2 丁目、二俣360～768番地、上妙典1336～1622番地、東浜 1 丁目、原木991～1004番地、同1854～2553番地、田尻918～1028番地、二子飛地、本郷飛地
福栄中学校		新浜 1 ～ 3 丁目、入船、日之出、行徳駅前 4 丁目23～28番地、欠真間 1、2 丁目、香取 1、2 丁目、福栄 1 ～ 4 丁目
東国分中学校		国分 5 ～ 7 丁目、中国分 1 丁目、中国分 3 丁目17～19番、堀之内 1 ～ 5 丁目、稲越、東国分 2、3 丁目、曾谷 4、5 丁目、曾谷 7、8 丁目
大洲中学校		市川南 1 ～ 5 丁目、新田 2 丁目20～33番、新田 3 丁目11、12番、同17～27番、新田 4 丁目、大洲 1 丁目12～18番、大洲 2 丁目10～16番、大洲 3、4 丁目
南行徳中学校		島尻、広尾 1、2 丁目、新井 1 ～ 3 丁目、南行徳 1、2 丁目、相之川 1 ～ 4 丁目
妙典中学校		本行徳1133～2554番地、妙典 4 ～ 6 丁目、千鳥町、塩浜 1 丁目、高浜町、末広 2 丁目、塩焼 1 ～ 5 丁目、宝 1、2 丁目、幸 1、2 丁目、加藤新田、下妙典
塩浜学園	前期課程	塩浜 3 ～ 4 丁目
	後期課程	塩浜 2 ～ 4 丁目、南行徳 3、4 丁目

一部改正〔昭和59年教委規則 1 号・60年 1 号・ 5 号・61年 3 号・62年10号・63年 3 号・平成 7 年 7 号・10年 1 号・11年 1 号・16年 7 号・18年 8 号・28年 4 号〕

様式第 1 号（第 3 条関係）

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕、一部改正〔平成18年教委規則 8 号・28年 4 号〕

様式第 2 号（第 4 条関係）

全部改正〔平成16年教委規則 7 号〕、一部改正〔平成28年教委規則 4 号〕

様式第 3 号（第 4 条関係）

全部改正〔平成17年教委規則 5 号〕、一部改正〔平成28年教委規則 2 号〕